事業計画書に対する知事意見書

5 佐地環第30-2号 令和 5 年 8 月 15 日

株式会社みすゞ工務店 代表取締役 前島 茂義 様

長野県佐久地域振興局長

令和5年2月9日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第44条第1項の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画書

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市御嶽堂字峠1816番1、1901番	
廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破砕)	
処理を行う廃棄物の種類(当該 廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製 品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん 等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破砕する産業廃棄物 がれき類(特別管理産業廃棄物を除く)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合に あっては、廃棄物の埋立処分の用に供 する場所の面積及び埋立容量)	 ○産業廃棄物処理施設の変更許可がれき類 304 t/日 (38 t/h 8 時間稼働) ○産業廃棄物処理施設設置許可がれき類 2,576 t/日 (322 t/h 8 時間稼働) 	
	新	旧
変更の概要	設置場所の変更 上田市御嶽堂字峠1816番 1	上田市御嶽堂字峠1901番

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関 する事項についての意見	事業計画書は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項につい ての意見	事業計画書は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項につ いての意見	特にありません。